



知財サービス ニュース

特許事務所 日本知財サービス
代表 藤田貴男

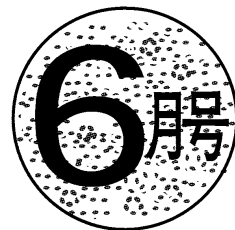
(工学博士・弁理士, fujita@jp-ips.com)

〒106-0032 東京都港区六本木6-3-1

六本木ヒルズ クロスポイント9階

Tel:03-5786-3400(代表) Fax:03-5786-3433

info@jp-ips.com(代表)



2015・6・10

最新ニュース・割引情報・
無料セミナーなど

検索 | 日本知財サービス

49カ国・地域で

▽特許庁▽

意匠権、同時出願が可能に

特許庁は、商品の形、模様、デザインなどの知的財産権である「意匠権」が日米など49カ国・地域で同時に同時出願が可能になったと発表した。意匠の国際登録に関する協定に加盟したため。従来は国・地域ごとに手続きする必要があったが、今後は出願にかかる費用と手間が省ける。海外で事業展開する企業にとって、商品の模倣を防ぐのに役立つ。

日本が加盟したのは、ハーグ協定の「ジュネーブ改正協定」。欧州連合 (EU) や韓国などが既に加盟し、中国やタイも数年中に加わることを目指している。

申請者は、特許庁か世界知的所有権機関 (WIPO) に書類と図面を提出する。一度の手続きで複数国での権利取得が可能になり、直接的・間接的コストの低廉化が図れる。また、複数国・複数意匠についての意匠権の管理が容易になるなどのメリットもある。

取得までの期間短縮

▽日米特許当局▽

特許出願、日米が共同審査

特許庁と米国特許商標庁は、日米両国に特許出願した発明について、共同で審査を開始することで合意した。特許の同時申請を8月から受け付け、審査のための情報を共有する。判断の結果をお互いに参考にするなどして作業を大幅に効率化する。日本では約10カ月かかった特許取得までの期間が約6カ月に短縮できる見通し。特許当局同士が審査段階で情報を共有する取り組みは世界で初めてという。

同時申請を受けた発明は、両当局が優先的に審査を始め、判断材料となる関連文献や研究論文の調査、類似の特許の有無などの調査情報を共有する。審査そのものは別々にするが、「特許性があるかどうか」の判断も事前に交換する。審査結果は同時に通知する。

日米で同時に特許が取得できると、企業にとっては日米での商品の同時発売などがしやす

くなるなど、メリットが多い。

米国での特許取得を促進し、企業の成長を後押しする狙い。日本企業が海外で特許を出願した件数は16万件を超え、そのうち米国が8万4000件を占めている。

また特許庁は7月1日から米国が受理した特許協力条約 (PCT) に基づく国際特許出願の一部について、国際調査・国際予備審査を日本が行うと発表。現在、日本はアセアン主要国など7カ国が受理した特許協力条約に基づく国際特許出願の一部について、国際調査・国際予備審査を行っており、これらの国々を国際調査・国際予備審査の管轄国としているが、今回、管轄国を米国にも拡大する。

包括徴収契約

▽最高裁▽

JASRACは事業独占と認定

音楽の著作権を管理する日本音楽著作権協会 (JASRAC) が、テレビやラジオなどの放送局から料金を一括して受け取る「包括徴収契約」が同業他社の参入制限にあたるかが争われた訴訟の上告審で、最高裁は、独禁法違反ではないとした公正取引委員会の審決を取り消す判決を言い渡した。「他事業者の参入を排除している」とした東京高裁の判断が確定した。

JASRACは、作詞家や作曲家の著作権を預かり、利用者から料金を受け取って分配する事業を行っている。テレビやラジオなどの場合は使用回数が多いため、一定の金額を支払えば回数に関係なく使用できるなどとする契約を結んでいるが、これについてほかの事業者が参入を妨げていると訴えていた。

判決では、「包括徴収契約は新規参入を困難にして、ほかの業者を排除するもので事業を独占している」として、独禁法違反 (私的独占) に当たらないとした公正取引委員会の上告を棄却した。

公取委は改めて、JASRACが放送事業者と結んでいる包括契約について、独禁法違反の他要件を満たすかどうか審判をやり直すことになる。

解説

技術常識が時代により変遷することを考慮した
進歩性判断

拒絶査定不服審判審決取消請求事件 (知財高裁
平成25年(行ケ)第10277号 平成26年8月27日
判決言渡)

第1 事案の概要

原告は、平成16年11月24日、発明の名称を「ろう付け用のアルミニウム合金製の帯材」とする国際出願をした(特願2006-540530号。パリ条約による優先権主張:2003年11月28日 フランス共和国)。原告は、平成24年2月14日、拒絶査定を受け、同年3月16日、審判請求をする(不服2012-5039号事件)とともに補正を行った。特許庁は、平成25年5月27日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、同年6月17日に原告に送達された。原告が拒絶審決取消訴訟を提起したものである。

審決が認定した本願発明の要旨、刊行物2(特開2000-303132号公報)記載の発明(引用発明)、本願発明と引用発明との一致点、本願発明と引用発明との相違点1、2を、判決は、すべて認めた。

審決及び判決が認定した相違点2は次の通りである。「本願発明は、管理された窒素雰囲気下でフラックスレスのろう付けによってろう付けされた部材を製造するための芯材用のアルミニウム合金製の帯材又は板材であるのに対し、引用発明は、真空雰囲気下でのろう付けによってろう付け部材を製造するための芯材用アルミニウム合金製の帯材又は板材である」

審決は、相違点2について、「フラックスレスろう付けの手法として、真空ろう付け法と窒素ガス雰囲気ろう付け法がともに技術常識であることから、相違点2に係る構成は、当業者が容易に想到できるもの」と判断した。

一方、判決は、「相違点2に係る構成を当業者が容易に想到し得たとはいえず、この点に関する審決の判断は誤りである」として審決を取り消した。

以下、「審決の判断は誤り」とした判決の部分に絞って紹介する。

第2 判決の理由

本願出願時の技術常識

遅くとも平成7年ころには、アルミニウムのろう付けの分類として、フラックス法とフラックスレス法があること、フラックスレス法には真空法と雰囲気法があること、雰囲気法には窒素ガス中で行うものがあること、ろう付けを良くするためにはろう材や芯材に工夫をすることが一般的であり、ろう付けに用いられるろう材の基本組成として、真空法ではAl-Si-Mg系であり、雰囲気法ではAl-Si-微量添加元素(Bi、Be、Sr等)であること、芯材の基本構成として、窒素雰囲気下ではMgを微量添加することが知られていた。

アルミニウム合金ブレージングシート(芯材とろう材を熱間圧延工程でクラッド圧延した板)を使用してろう付けする際に、どのような成分組成のものが使用されるかは、通常、ろう付け法により決せられ、真空雰囲気下でのろう付け法と、管理された窒素雰囲気下でのろう付け法が、いずれも同じフラックスレスろう付け法であるとしても、これらのろう付け法において使用されるろう材、芯材は、通常、区別されるものとされていた。

相違点2の容易想到性について

本願発明は、管理された窒素雰囲気下でのろう付けによるものであるのに対して、引用発明は、真空雰囲気下でのろう付けによるものであるという相違点があるのであり、相違点2に係る構成が当業者にとって容易に想到し得るものか否かは、結局、刊行物2に記載されたイットリウムの使用が、管理された窒素雰囲気下でのろう付けにも使用できるという示唆があるかどう

か、また、本願出願時の技術常識から、それぞれのろう付け法におけるろう材や芯材の相互の互換性があるといえるか否かにより判断されるべきである。

刊行物2そのものには、管理された窒素雰囲気下でのろう付けについて、何らの記載も示唆もない。また、芯材用アルミニウム合金にイットリウムを含有させることにより、管理された窒素雰囲気下でのろう付けにおいて、改善されたろう付け性が得られることについて、何らの記載も示唆もない。

そして、本願出願時には、ろう付け法ごとに、それぞれ特定の組成を持ったろう材や芯材が使用されることが既に技術常識となっており、ろう付け法の違いを超えて相互にろう材や芯材を容易に利用できるという技術的知見は認められない。

したがって、真空雰囲気下でのろう付け法である引用発明において、芯材用アルミニウム合金にイットリウムを含有させることにより、ろう付けの際に生じるエロージョンを抑制することができるものであるとしても、管理された窒素雰囲気下でのろう付け法において、改善されたろう付け性が得られるかどうかは、試行錯誤なしに当然に導き出せる結論ではない。

被告は、真空ろう付け法と窒素ガス雰囲気ろう付け法は、いずれもフラックスレスのろう付け法として、当業者において良く知られた技術であり(乙1~7)、また、特開昭62-13259号公報(乙1)、特開昭58-163573号公報(乙4)、特開昭53-131253号公報(乙5)、特開昭63-157000号公報(乙6)、特開昭61-7088号公報(乙7)には、これらのろう付け法が並列して記載されていることからすると、これらのろう付け法は、当業者にとって適宜置換可能な方法といえるから、刊行物2に接した当業者であれば、刊行物2に記載された材料からなる芯材用アルミニウム合金製の帯材又は板材を、真空ろう付け法だけでなく、窒素ガス雰囲気ろう付け法にも使用できることを容易に理解すると主張する。

確かに、上記乙1、5~7の記載によると、昭和50年代から昭和60年代初めにかけて、ろう付け法の種類に着目することなく、芯材、ろう材や母材にBe、Biを添加する方法がろう付け性向上のための技術思想として把握されていたことがうかがわれる。

しかしながら、ろう付け法が並列に記載されていることと、各方法において利用されていた技術が相互に容易に置換可能であることは別次元の問題であって、その後の本願出願時には、技術常識として、真空ろう付け法と窒素ガス雰囲気ろう付け法とでは、使用されるアルミニウム合金ブレージングシートは、通常、区別されるものであるとされていたと認められるから、当業者にとって、真空ろう付け法において使用できた芯材を、窒素ガス雰囲気下でのろう付け法において、当然に利用できると認識することは困難といえる。

したがって、乙1、4~7に、真空ろう付け法と窒素ガス雰囲気ろう付け法が並列して記載されているからといって、これらのろう付け法が、当業者にとって適宜置換可能な方法であることにはならない。

第3 考察

特許出願前に多数の文献に記載されていた技術事項は一般的には技術常識になり、拒絶理由・無効理由を構成する先行技術になると思われるが、本件判決では、特許出願時の技術常識を考慮に入れて判断が行われた。

拒絶理由通知書に引用された先行技術文献の引例としての適格性検討、異議申立・特許無効審判でどのような先行技術文献を採用するか、時代の経過に応じて技術常識に変遷が生じ得ることや、特許出願時の技術常識を考慮に入れる慎重さが要請されることになる。

今後、実務の参考になる部分があると思われるので紹介した。

以上

中小企業の知的財産を融資につなげる「金融促進事業」開始

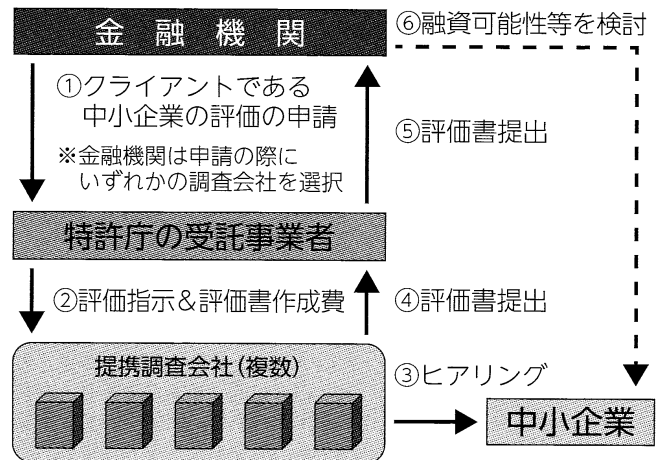
■特許庁■

特許庁は、中小企業の知的財産の価値を「見える化」することで、金融機関からの融資につなげる取り組み「知財金融促進事業」を開始すると発表した。特許等の技術内容を評価できる人材が不足している金融機関をサポートするとともに企業の資金調達を支援する。

その一環として、中小企業の知財を活用したビジネスを評価する「知財ビジネス評価書」の作成支援事業者の募集を開始した。同事業では、金融機関から申請を受け、融資を検討している中小企業の知的財産を活用したビジネスに関する評価書を、提携調査会社が作成し、金融機関に無償で提供する。評価書には、特許技術を使用した製品の概要、今後の事業の成長性など様々な情報が含まれており、金融機関は企業の経営評価を行うことができる。

また、「知財融資マニュアル」も作成する。知財に注目した金融機関の融資の実例や、知財ビジネス評価書を活用した融資事例などを収集

●知財ビジネス評価書作成スキーム●



分析したマニュアルを作成する。

知財を有する中小企業では、自社保有知財の価値を評価された上で金融機関から資金調達したいニーズがある一方、金融機関には、特許等の技術内容を評価できる人材が不足し、融資判断の際に知財を評価して融資につなげることが難しいという事情がある。このため特許庁は今年度から「知財金融促進事業」として、中小企業の知財の価値を「見える化」することで、融資につなげるための取り組みを本格的に開始する。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

中小企業等海外侵害対策支援 ～経費の2/3を補助～

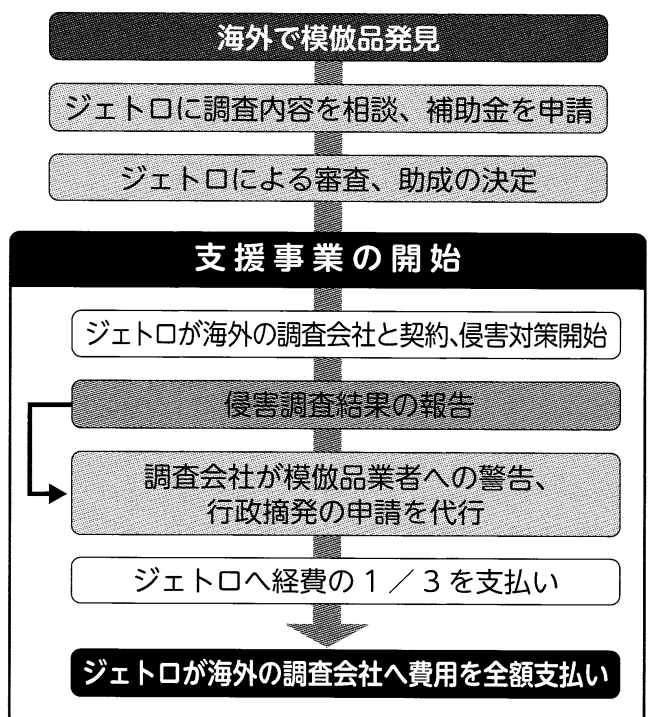
■ジェトロ■

日本貿易振興機構（ジェトロ）は、海外での中小企業の模倣品対策や、冒認出願等により外国企業から訴えられた際の訴訟等の支援をするため、経費の2/3を補助することを柱とする2つの支援事業について、10月30日まで応募を受け付けると発表した。

一つは「模倣品対策支援事業」で、海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対して、ジェトロを通じ、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための現地調査および調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その経費の2/3（上限額400万円）を補助する。

もう一つは「防衛型侵害対策支援事業」で、悪意のある外国企業から権利侵害を指摘され、警告状を受けたり、訴訟を起こされた中小企業に対して、弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用等

〔模倣品対策支援事業の流れ〕



の2/3（上限額500万円）を補助するもの。

対象者は両支援事業ともに中小企業者または中小企業者で構成されるグループ。

審 決 紹 介

商標「KUBOTA」は、該欧文字と「久保田」の文字とを併記してなる使用商標とは相違し、該欧文字単体で使用されているとはいえないのみならず、請求人提出の資料によっては、当該商標に係る清酒の出荷数量や売上金額、当該商標の使用開始時期・使用期間等々を把握することができないから、商標法3条2項の要件を具備せず、同条1項4号に該当する、と判断された事例（不服2014-13469、平成26年10月15日審決、審決公報第181号）

1 本願商標

本願商標は「KUBOTA」の文字を標準文字で表してなり、第33類「清酒」を指定商品として、平成25年9月20日に登録出願されたものである。

2 原査定を拒絶の理由

原査定は、「本願商標は『KUBOTA』の文字を標準文字で表してなる処、これはありふれた氏『久保田』に通じるものであり、日常の商取引において氏を表す場合、必ずしも漢字のみに限らず、平仮名又は欧文字で表示する場合も少なくないから、本願商標はありふれた氏を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものである。従って、本願商標は商標法3条1項4号に該当する。また、本人所有の登録商標と常に一緒に使用されていることをもって、ありふれた氏と認められる本願商標を登録しなければならない理由は存せず、提出された物件によっては、本願商標『KUBOTA』が周知・著名とはいえない。」旨認定、判断して、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

(1) 商標法3条1項4号について

本願商標は「KUBOTA」の文字を標準文字で表してなり、姓氏の一つ「久保田」の読みを欧文字で表したものと理解されるものである。姓「姓名分布&ランキング」のウェブサイトによれば、「久保田」の氏は全国で約28,680件存在し、122番目に多い氏であることが認められる。また、「全国の苗字11万種掲載」のウェブサイトによれば、「久保田」は37,355世帯存し、126番目に多い氏であることが認められる。

そうすると、「久保田」の氏は我国においてありふれた氏の一つである。そして、氏を表す場合、必ずしも漢字のみに限らず、欧文字で表すことが普通に行われているから、本願商標に接する取引者、需要者はこれをありふれた氏である「久保田」を欧文字で表したものと理解する。したがって、本願商標はありふれた氏を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるから、商標法3条1項4号に該当する。

(2) 商標法3条2項について

請求人は、著名性を獲得している登録第5621851号商標「久保田」と本願商標「KUBOTA」は併記使用されているから、本願商標「KUBOTA」

は「久保田」同様、周知商標であることは明らかであり、商標法3条2項の適用により、登録されるべき旨主張し、証拠方法を提出している。

商標登録出願された商標が、商標法3条2項所定の「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるもの」に該当するか否かは、出願に係る商標と外観において同一とみられる標章が指定商品とされる商品に使用されたことを原則として、その使用開始時期、使用期間、使用地域、使用態様、当該商品の生産・販売数量又は売上高、広告宣伝の方法・回数等などの事情を総合考慮して判断されるべきである。

そこで、請求人が提出した証拠をみるに、請求人に係るホームページにおいて、「商品のご案内」の見出しにて、筆書き風に書かれた「久保田」の文字と、同文字が記載された清酒（瓶）の画像が掲載され、その画像の下部に小さく「KUBOTA」の文字が記載されている（甲12）。

請求人作成に係る「会社案内」においては、「製品のご紹介」の見出しで「久保田」の文字と、そのすぐ右に「Kubota」の文字が小さく記載されている（甲13）。

請求人の製造に係る清酒のラベルには、「久保田 生原酒」「萬寿 久保田」「碧寿 久保田」等の表示の上部に、それぞれ「KUBOTA NAMAGENSHU」「MANJYU KUBOTA」「HEKIJYU KUBOTA」の文字が小さく書かれている（甲17）。

以上により、「KUBOTA」の文字は「久保田」の文字と共に使用され、かつ、「久保田」の文字より小さく記載されており、目立つ態様では使用されていないから、請求人が認めるように、「KUBOTA」の標章は「久保田」の文字と併記使用されているに過ぎず、単体で使用されてはいない。

また、請求人からは、「『久保田シリーズ』銘柄別出荷容量及び売上金額表2005年～2013年」（甲18）も提出されているが、この資料に係る清酒については、標章の使用状況が明らかではなく、甲第17号証の使用状況からすれば、「KUBOTA」の標章は「久保田」の文字と併記使用されていると推認し得るものであり、この他、「KUBOTA」の標章が単体で使用されていると認められる資料の提出はなく、「KUBOTA」の標章に係る清酒の出荷容量や売上金額、「KUBOTA」の標章の使用開始時期、使用期間、使用地域、使用態様、当該商品の生産・販売数量又は売上高、広告宣伝の方法・回数等を把握することができない。

そうすると、「KUBOTA」の文字のみからなる本願商標については、使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至ったものということができない。

したがって、本願商標は商標法3条2項の要件を具備しない。

(3) 結語

以上の通り、本願商標は商標法3条1項4号に該当し、かつ、同条2項の要件を具備しないから、これを登録することはできない。したがって、本願商標が商標法3条1項4号に該当するものとして本願を拒絶した原査定を取り消すことはできない。

よって、結論の通り審決する。（CF；2013年6月号）

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

| | |
|-------|-------------------------|
| 昭和30年 | 商標登録第 472619号～第 473829号 |
| 〃 40年 | 〃 第 688601号～第 691100号 |
| 〃 50年 | 〃 第1168315号～第1172063号 |
| 〃 60年 | 〃 第1818204号～第1824285号 |
| 平成7年 | 〃 第2710991号～第2711410号 |
| 平成7年 | 〃 第3092403号～第3102492号 |
| 平成17年 | 〃 第4905300号～第4910612号 |

各年の11月1日～11月30日までに設定登録された商標権

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成24年7月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは6月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらお問い合わせください。

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料（第1年分から第10年分）の納付に

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。(尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できません)。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意ください。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

ついて、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況

| | 特 許 | 商 標 |
|--------|--------|--------|
| 27年3月分 | 40,148 | 11,881 |
| 前 年 比 | 100% | 112% |

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm